

令和 2 年度
匝瑳市人・農地プラン策定検討会
議案 資料

令和 3 年 3 月

匝瑳市人・農地プラン策定検討会
会長及び副会長の選任について

会長	
団体名（役職）	匝瑳市農業委員会 農地農政委員長
氏名	大木 武一

副会長	
団体名（役職）	千葉県大利根土地改良区 理事長
氏名	石毛 甲子男

第1号議案

令和2年度実質化された人・農地プラン策定方針について

1 人・農地プランとは

「人・農地プラン」とは、①「人」の問題、5年後、10年後を見据えた地域農業をけん引していく人材の確保。②「農地」の問題、農地集積・集約化や、ほ場整備事業といった、地域農業を担う者が農業経営を行いやすい環境の整備。この二つの問題に対しての方向性や展望をまとめた計画（プラン）である。

2 背景及び提案理由

令和元年度に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）が一部改正され、今後は、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、土地改良区、JAなどの関係機関と農地中間管理機構が一体的な体制をつくり、「人・農地プラン」を核に農地の利用集積・集約化を推進していくこととされた。

また、この改正に伴い、「人・農地プランの具体的な進め方」の中では、人・農地プランを「実質化」させる取組みを推進することとし、実質化された人・農地プランの要件が示された。

これを受け、匠瑤市においても、国の方針に沿い、実質化された人・農地プランを作成することとしたい。

なお、これまでの人・農地プランで支援措置がされている、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、農業次世代人材投資事業、機械や施設導入に係る各種補助事業を活用する場合には、実質化された人・農地プランに地区や中心経営体として記載されていることが必要となる。

3 匠瑤市における実質化された人・農地プランの策定方法及び方針

①プランを策定する範囲

匠瑤市においては、市全域で1つの人・農地プランを作成しているところであるが、実質化されていない状況であるため、国から示された地区・集落ごとに人・農地プランを作成する。作成単位は小学校区とし、匠瑤市で12地区の人・農地プランを策定。（中央地区・豊栄地区・須賀地区・匠瑤地区・豊和地区・吉田地区・飯高地区・共興地区・平和地区・椿海地区・野田地区・栄地区）

②アンケート調査の実施（実施済）

市内に10a以上の農地を所有又は耕作している農家に対して、アンケート調査を実施。地区ごとに集計し、プランの基礎資料とした。

③地図作成（実施済）

アンケート結果から、経営体の年齢構成や後継者の有無を経営農地ごとに色分けした地図を作成した。

④話し合い（合意形成）の実施（実施済）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「感染症予防対策のための「人・農地プランの実質化」の「話し合い」に代わる対応について」が千葉県から示された。

これに基づいて、実質化された人・農地プランの案を匝瑳市で作成し、アンケート集計結果及び地図を同封の上、農家組合長を通じて、市内農家へ意見募集を行った。

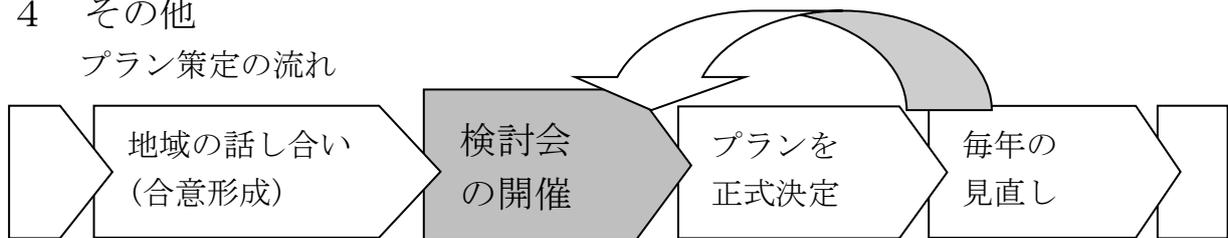
⑤実質化された人・農地プランの決定

話し合い（合意形成）を経て、市が作成した「プラン（案）」及び今後の中心となる経営体等について協議・決定。

今後の中心となる経営体は、①認定農業者（法人含む）、②認定新規就農者、③経営規模拡大を目指す個人及び法人（基本構想到達者）を記載。

4 その他

プラン策定の流れ



第2号議案

実質化された人・農地プラン（案）について

別添のとおり

1. 主な変更点

様式を国参考様式に変更。

2. 中心的経営体の内訳	※カッコ内は令和元年度数値
①認定農業者（個人）	203件（216件）
②認定農業者（法人）	39件（37件）
③認定新規就農者	7件（9件）
④法人	0件（3件）※⑤に統一
⑤規模拡大志向者	60件（47件）
【合計】	309件（312件）